

2 公安委員会及び警察本部長

(1) 政策評価

ア 実施状況

① 対象

「平成31年秋田県警察運営の基本方針と重点目標」にある「重点目標」のうちの次の4項目

- 1 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- 2 交通死亡事故の抑止
- 3 少年非行防止・保護総合対策の推進
- 4 被害者支援の推進

② 実施時期

○公安委員会及び警察本部長による評価 令和2年7月

③ 評価に用いたデータ等

- 政策を構成する施策の推進状況及び評価結果
- 政策の推進状況に関する県民の意識
- 政策を取り巻く治安情勢

④ 評価に用いた観点及び判定基準

政策評価は、政策を構成する施策の評価結果、県民の意識、政策に関連する治安情勢の変化等を踏まえた施策の優先性に観点を置き、施策の推進状況等を踏まえて総合的観点から判定する。

総合評価の基準

判定区分	判定基準
A：目標を達成	政策評価は、数値目標の達成度により一次的な判定をした後、政策を構成する施策の評価を踏まえ総合的な観点から評価を行い、A、B、C、Dの4段階のいずれかの判定を確定する。
B：目標を8割以上達成	
C：目標達成が6割以上8割未満	
D：目標達成が6割未満	

イ 政策評価結果の概要及び評価結果の反映状況

No	政策名	総合評価	総合評価の要旨	評価結果の反映状況
1	犯罪の起きにくい社会づくりの推進	A	秋田県地域安全ネットワークを活用した情報発信活動や地域住民の要望把握活動、地域安全活動に対する支援等を積極的に実施した結果、地域住民の自主防犯意識の高揚が図られ、自主防犯パトロールや広報活動等、地域住民による各種地域安全活動が活発に行われている。また、地域の犯罪情勢を分析し、その実態に即した犯罪抑止対策、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を積極的に推進した。 その結果、地域や罪種によっては増加した犯罪があるものの、県内の刑法犯認知件数が現行統計方式を採用した昭和21年以降最少を記録するなど、本政策は順調に推進されている。	本政策の推進により、当県の刑法犯認知件数が昭和21年以降最少を記録するなど犯罪の総量の抑止に一定の成果を挙げている。 一方で、急速に進んでいる高齢化に伴い、防犯ボランティア団体の構成員も高齢化し、団体の数が年々減少傾向にあり、防犯ボランティア活動の担い手の確保が課題となっている。 これらの情勢を踏まえた上で、安全で安心な地域社会を実現するため、治安情勢に応じて柔軟に本政策を発展させ、地域住民や自治体のほか、事業所等を交えた連携と協働により、犯罪の起きにくい社会づくりのための活動を推進する。
2	交通死亡事故の抑止	A	高齢者安全・安心アドバイザー、警察官及び関係機関・団体等の職員が高齢者宅を戸別訪問して行う交通安全指導や、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催して、高齢者に対するきめ細かな交通安全教育活動の推進とともに、事故の特徴を踏まえた、複数回交通事故を起こした高齢者に対する安全指導、自転車危険箇所対策のほか、年末の交通安全運動に加えて強化期間を設けるなど各種交通事故防止対策や街頭キャンペーン等を強力に推進した。 交通指導取締りにあつては、県民の安全・安心を脅かす重大交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いて実施した。 交通環境の整備では、交通安全施設の老朽化を原因とする機能停止に伴う交通事故、信号灯器や信号柱の倒壊など、県民生活に多大な影響を及ぼす事案を未然に防止するため、計画的な交通安全施設の維持管理を適切に推進した。	令和元年中における交通事故発生状況は発生件数、死者数、負傷者数は前年と比較してそれぞれ減少し、発生件数と負傷者数は現行の統計方式を採用した昭和41年以降最も少ない数値となったが、全交通事故死者数に占める高齢死者数の割合は、平成25年以降7年連続で6割を超える結果となった。引き続き高齢者対策を最重点とした交通事故防止対策をはじめ、「歩行者ファースト」等交通安全意識を確立するための交通安全教育と広報啓発活動、交通事故抑止に資する交通指導取締り、安全で快適な交通環境を整備するなど、総合的な交通事故防止対策を推進する。
3	少年非行防止・保護総合対策の推進	A	児童・生徒に直接的な指導を行う非行・犯罪被害防止教室は、なまはげNEWS隊の活用やチャイルド・セーフティ・センターとの連携による寸劇やロールプレイングを用いた教育効果の高い教室であり、学校や児童館等から多数の要請があった。 併せて、大学生少年サポーターによる少年の立直り支援活動、少年指導委員による有害環境浄化活動、スクールサポーターによる学校や地域と連携した活動等の各事業により、少年非行防止・保護総合対策を積極的に展開した結果、平成31年及び令和元年中の県内における非行少年数は106人と9年連続で減少し、少年人口比も9年連続で減少を続けており、本政策が着実に推進されていると認められる。	インターネットや風俗環境をはじめとする少年を取り巻く環境は、今後ともめまぐるしく変化していくと推測され、迅速に実態を把握し、施策や事業の内容に反映させていく必要がある。 また、少年の規範意識や防犯意識の啓発指導等少年の健全な育成に関する活動や、地域の教育力の向上を促す活動は、永続的に行っていく必要があり、教育機関・行政機関の政策と有機的に連動するよう推進していく。

4	被害者支援 の推進	A	診断書経費等の公費負担制度、部内臨床心理士によるカウンセリング、警察署等の被害者支援員の積極的な運用により、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るなど、犯罪被害者等の視点に立った警察活動を推進した。 また、秋田県被害者支援連絡協議会総会において、各機関の取組状況の発表や意見交換、活動報告等を通じて情報を共有し、関係機関・団体との更なる連携・強化を図ったほか、犯罪被害者遺族による講演「命の大切さ学習教室」の開催、更には大学生ボランティアによる各種街頭キャンペーン活動などを計画的かつ効果的に実行し、犯罪被害者等に対する県民への理解浸透を図るなど、広報啓発活動の充実を図った。	(1) 警察は犯罪被害者等に最も身近な機関として、各種犯罪被害者支援活動において中心的な役割を担うとともに、第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画に盛り込まれた各種施策を着実に推進する。 (2) 各種公費負担制度を安定的に運用するための予算の確保や部内臨床心理士によるカウンセリング等を積極的に運用するほか、県、市町村、（公社）秋田被害者支援センターなど関係機関・団体との一層緊密な連携の下、犯罪被害者等の多様なニーズに応じた支援を適切に推進する。 (3) 犯罪被害者等の講演会「命の大切さ学習教室」や大学生による犯罪被害者支援に関するボランティア活動等の各種施策を継続し、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心なまちづくりに向けた気運を醸成する。
---	--------------	---	---	---